

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助要綱

	平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 730 号
一部改正	平成 28 年 10 月 12 日付 28 福保子育第 1400 号
一部改正	令和 元年 9 月 2 日付 31 福保子育第 1401 号
一部改正	令和 2 年 3 月 23 日付 31 福保子育第 3263 号
一部改正	令和 2 年 10 月 21 日付 2 福保子育第 1774 号
一部改正	令和 3 年 2 月 1 日付 2 福保子育第 2590 号
一部改正	令和 3 年 3 月 11 日付 2 福保子育第 3069 号
一部改正	令和 3 年 6 月 15 日付 3 福保子育第 727 号
一部改正	令和 4 年 2 月 21 日付 3 福保子育第 3047 号
一部改正	令和 4 年 8 月 9 日付 4 福保子育第 1307 号
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付 4 福保子育第 3694 号
一部改正	令和 6 年 12 月 27 日付 6 福祉子育第 2257 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 722 号「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村（ただし、児童相談所を設置する区及び八王子市を除く。以下同じ。）及び社会福祉法人等が行う事業について、東京都（以下「都」という。）がその費用の一部を補助する事業を行うことについて必要な事項を定め、児童養護施設等の環境改善及び生活向上に資することを目的とする。

(通則)

第 2 条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「補助事業者」とは、施設の環境改善を行う児童福祉施設等の設置者を指し、補助事業者及び本事業の対象となる児童養護施設等については、別表 1 の範囲とする。

(補助対象等)

第 4 条 この補助金の交付は、東京都知事（以下「知事」という。）が別表 1 の児童福祉施設等の設置者に対して行うものとする。

(補助対象事業等)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象施設、補助限度額、補助率及び対象経費については、別表 2 のとおりとする。

この補助金の交付は、別表 2 の事業名ごとに、事業を行う施設等 1 か所につき 1 回限りとする。ただし、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(補助事業の完了時期)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに事業を完了しなければならない。

(補助金の交付額)

第7条 第4条に定める補助対象が実施する補助事業ごとに、次の各号に定める額を比較し、少ない方の額に第5条に定める補助率を乗じた額を補助金の交付額とする。

(1) 当該事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄付金その他の収入の額を控除した額

(2) 第5条に定める補助限度額

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 第1項の規定により算出した額が予算額を超える場合、補助額の配分に著しい不均衡を生じる場合等には、調整を行うことがある。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第1号様式)その他必要とする書類(以下「交付申請書等」という。)を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条による交付申請があった事業について適当と認める場合は、第12条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の支出)

第11条 知事は、第12条第13項に定める補助金の額の確定があったときは、補助金の支出を行うものとする。

(補助条件)

第12条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 他の補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

2 契約

(1) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者

から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。

(2) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

3 承認事項

(1) 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 知事は、前項の変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を設置者に通知する。

(3) 第9条の規定は、前項の規定による知事の通知について準用する。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

6 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

7 財産処分による収入の納付

知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

8 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

9 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

10 状況報告

- (1) 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第4号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

11 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを補助事業者に命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を補助事業者に命ずることがある。

12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実のあったときから10日以内に補助事業の事業実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

13 補助金の額の確定

知事は、前項の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

14 是正のための措置

知事は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に命ずることがある。

第12項の実績報告は、本項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

15 消費税仕入控除額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることができる。

16 決定の取消し

- (1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、第13項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

17 補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。
- (2) (1) の規定は第 13 項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。
- (3) 知事は(1)の規定にかかわらず、前項の規定に基づく取消しをした場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

18 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、第 16 項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) (1) 及び(2)に規定する年当たりの割合は、^{うるうどし}閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

19 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

附 則（平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 730 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 10 月 12 日付 28 福保子育第 1400 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月 2 日付 31 福保子育第 1401 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日付 31 福保子育第 3263 号）

この要綱は、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 21 日付 2 福保子育第 1774 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和３年２月１日付２福保子育第２５９０号）

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年３月１１日付２福保子育第３０６９号）

この要綱は、令和３年１月１日から適用する。

附 則（令和３年６月１５日付３福保子育第７２７号）

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和４年２月２１日付３福保子育第３０４７号）

この要綱の第１条児童相談所を設置する区については平成２７年４月１日から、第１１条については決定の日から、別表第１及び別表２（５）、女性相談センターの一時保護委託を受ける事業所については令和３年１月１日から、社会的養護自立支援事業所に関する改正は、令和３年１２月１日から適用する。

附 則（令和４年８月９日付４福保子育第１３０７号）

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年３月３１日付４福保子育第３６９４号）

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和６年１２月２７日付６福祉子育第２２５７号）

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

事業者	施設種別
区市町村	地域子育て支援拠点、母子生活支援施設
社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、特定非営利活動法人、里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）を行う者、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く）を行う者	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所、里親、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く）、ファミリーホーム

別表 2（第 5 条関係）

事業名		対象施設	補助限度額	補助率	対象経費
(1)	児童養護施設等の生活環境改善 ア 小規模なグループによるケアを実施するための施設の内部改修、設備整備及び備品の購入を行う事業（児童養護施設、乳児院に限る。） イ 入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品や、フローリング貼・カーペット敷等の購入、更新及び改修	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く）、ファミリーホーム	1 施設当たり 8,000 千円	10/10 ただし、区市が設置主体である場合 都 3/4 区市 1/4	改修、備品購入にかかる経費
		里親	1 里親当たり 1,000 千円		

事業名		対象施設	補助限度額	補助率	対象経費
(2)	ファミリーホーム等開設支援事業 ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く)、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設又は女性自立支援施設の地域生活移行支援施設を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入	ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く)、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設、又は女性自立支援施設の地域生活移行支援施設	1施設当たり 8,000 千円 ※ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用(10,000千円を上限)を加算	10/10 ただし、区市が設置主体である場合 都 3/4 区市 1/4	改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料
(3)	耐震物件への移転支援事業 耐震性に問題のある賃貸物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所、児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業Ⅲ型は除く)、ファミリーホーム	1施設当たり 8,000 千円	10/10 ただし、区市が設置主体である場合 都 3/4 区市 1/4	耐震物件への移転にかかる経費

		里親	1 里親当たり 1,000 千円		
(4)	地域子育て支援拠点の環境改善 地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備	地域子育て支援拠点	1 施設当たり 8,000 千円	都 3/4 区市町村 1/4	改修、備品購入にかかる経費